

議案第69号

財産（土地）の処分について

次のとおり財産（土地）を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産及び数量

北上市相去町西裏1番31
5,738平方メートル

2 処分の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。

3 処分する価格

45,000,000円

4 処分する相手方

岩手県北上市堤ヶ丘二丁目10番27号
株式会社三協製作所
代表取締役 藤田正美

令和元年12月5日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

株式会社三協製作所の移転先事業用地として、処分しようとするものである。

【株式会社三協製作所 分譲予定地図】



分譲予定区画

立地企業の概要

1. 会社の名称 及び本社所在地	株式会社三協製作所 岩手県北上市堤ヶ丘二丁目 10 番 27 号
2. 資本金	1,000万円
3. 設立	昭和39年12月 1 日
4. 代表者氏名	代表取締役 藤田 正美
5. 立地場所	岩手県北上市相去町西裏 1 番31
6. 敷地面積	5,738㎡
7. 建物面積	未定
8. 事業内容	各種鋼材の加工製造
9. 事業開始年月	令和 2 年 7 月 予定
10. 総投資計画	総投資額 約 2 億円 予定
11. 従業員計画	約25名
12. 事業所等の 設置理由	現工場の老朽化と合理的な生産体制の構築のため